

【改善が見込まれる事例】

記載例からの逸脱事例①（事務局で作成）

政治資金監査報告書

政治資金監査報告書の日付に記載されている年が、監査対象年の翌年でない。

平成25年4月×日

〇〇〇〇（正式名称でない政治団体の略称）

代表 〇〇 〇〇（代表者でない者の氏名） 殿

自署でない、押印がない。

政治団体の名称及び代表者の氏名が収支報告書（その1）の表紙と一致していない。

登録政治資金監査人 A山 B男
登録番号 第××××号
研修修了年月日 平成×年×月×日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇の平成25年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、〇〇〇〇の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であるとA山B男が判断したため、〇〇〇〇の従たる事務所（〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地）において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会

議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

(5) 但し、1万円を超える支出について、領収書等のうちにレシート形式のものが含まれており、支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日は記載されているものの、あて名の記載がないレシート等が見受けられた。会計責任者へのヒアリング及び帳簿等により当該支出は当該政治団体の支出である旨を確認したが、今後はあて名が記載された領収書の発行を求めるよう助言した。

「2 監査の結果」が(1)～(4)の4項目から構成されていない。

3 業務制限

〇〇〇〇と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、〇〇〇〇と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上

(この監査報告書が添付されている収支報告書)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備	考
1 経常経費			
(1) 人 件 費	100,000		
(2) 光 熱 水 費	20,000		
(3) 備品・消耗品費	10,000		
(4) 事 務 所 費	200,000		
小 計	300,000		

収支報告書(支出に係る部分に限る。)に政治資金監査を通じて当然修正されるはずの計算誤りがある。

(例では、小計が330,000円となるはず)

記載例からの逸脱事例②（事務局で作成）

政治資金監査報告書

平成26年5月×日

国会議員関係政治団体の名称 ○○○○

代表者の氏名 ○○ ○○ 様

自署でない、押印がない。

登録番号○号 登録政治資金監査人 G川 H子

研修修了年月日 平成×年×月×日

1 監査の概要

平成25年1月1日から平成25年12月31日の間の収支について、
監査を行った。

「1 監査の概要」が（1）～（4）の4項目から構成されていない。

2 監査の結果

監査の対象となった会計帳簿、領収書及び残高証明書等についての意見

適正である。

「2 監査の結果」が（1）～（4）の4項目から構成されていない。

3 その他

私は、平成25年○月×日に実施された政治資金適正化委員会主催の政治
資金監査実務に関するフォローアップ説明会に出席し、当国会議員関係政治
団体の会計責任者へ説明会の資料提供及びヒアリングを実施している。

省令様式の「1 監査の概要」、「2 監査の結果」、
「3 業務制限」の3項目から構成されていない。

以 上